

伊 勢 市 公 報

第 194 号
平成 25 年 12 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市自転車等駐車対策協議会規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○ 道路の区域変更について	7
○ 道路の供用開始について	8
○ 平成 25 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	9
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	35
公 表	
○ 平成 25 年度定期監査結果の公表について	36

伊勢市自転車等駐車対策協議会規則をここに公布する。

平成 25 年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市自転車等駐車対策協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 19 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、伊勢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 自転車小売業団体の代表者
- (5) 三重県の知事の部内の職員
- (6) 三重県警察の警察官
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が

指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 11 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中居 信明

伊勢市教育委員会規則第 6 号

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の一部を改正する規則

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則（平成20年伊勢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 休館日は、毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日までとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の規定に基づく使用の申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

伊勢市告示第 99 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 16 号線	小俣町明野 1239 番 2 地内から 小俣町明野 1239 番 3 地内まで	旧	5.7～7.2	58.5
			新	6.0～9.0	20.0

伊勢市告示第 100 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 16 号線	小俣町明野 1239 番 2 地内から 小俣町明野 1239 番 3 地内まで	平成 25 年 11 月 18 日

伊勢市告示第 101 号

平成 25 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 25 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成25年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の状況

今期におきましては、勤務医及び看護師不足の影響により、経営状況は非常に厳しい状況ではありますが、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様に信頼される病院を目指し、良質な医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るとともに、経費の節減、合理化等経営改善に努めてまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数34,797人、延べ外来患者数64,359人、健診者数6,415人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、247人の増加、外来患者数におきましては、1,982人の減少、健診者数におきましては、243人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益3,047,305千円（内一般会計負担金558,455千円）、事業費用2,648,575千円で収支差引398,730千円の純利益を生じました。

下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、合理化等経営改善にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本金収入におきましては、一般会計からの負担金65,170千円、投資償還金1,450千円、寄附金3,760千円の計70,380千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に20,272千円、新病院建設事業費に19,662千円、企業債元金の償還に10,034千円、投資に25,140千円、基金積立金60,600千円の計135,708千円となっております。

以上が平成25年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療の確保に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託	計
25.3.31	36	60	187	27	11	74	395
25.9.30	34	63	189	33	9	89	417

*医師数に事業管理者を含む。

３．経理の状況

平成２５年 ４月 １日から

平成２５年 ９月３０日まで

（１）平成２５年度伊勢市病院事業予算執行状況

（単位：円）

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B／A％	備 考
（収益的収入）					
病院事業収益	5,783,150,000	3,057,473,860	2,725,676,140	52.9	
医業収益	4,858,278,000	2,388,472,240	2,469,805,760	49.2	
健診収益	264,508,000	143,607,708	120,900,292	54.3	
医業外収益	660,264,000	525,393,912	134,870,088	79.6	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
（収益的支出）					
病院事業費用	5,880,769,000	2,671,440,622	3,209,328,378	45.4	
医業費用	5,680,708,000	2,593,245,385	3,087,462,615	45.7	
健診費用	139,422,000	71,762,916	67,659,084	51.5	
医業外費用	59,539,000	6,432,321	53,106,679	10.8	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
（資本的収入）					
資本的収入	523,246,000	70,380,000	452,866,000	13.5	
企業債	348,100,000	0	348,100,000	0.0	
負担金	65,170,000	65,170,000	0	100.0	
投資償還金	0	1,450,000	△ 1,450,000	－	
寄附金	3,000,000	3,760,000	△ 760,000	125.3	
出資金	12,700,000	0	12,700,000	0.0	
補助金	64,876,000	0	64,876,000	0.0	
基金繰入金	29,400,000	0	29,400,000	0.0	
（資本的支出）					
資本的支出	621,491,000	135,708,130	485,782,870	21.8	
建設改良費	505,676,000	39,933,720	465,742,280	7.9	
企業債償還金	20,315,000	10,034,410	10,280,590	49.4	
投資	31,900,000	25,140,000	6,760,000	78.8	
基金積立金	63,600,000	60,600,000	3,000,000	95.3	

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 25 年 9 月 30 日まで

(2) 平成 25 年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,648,575,173	病院事業収益	3,047,304,530
医業費用	2,571,145,573	医業収益	2,385,731,249
給 与 費	1,549,786,485	入院収益	1,570,586,074
材 料 費	484,116,788	外来収益	716,373,911
経 費	428,638,058	他会計負担金	49,870,000
減価償却費	98,368,070	その他医業収益	48,901,264
資産減耗費	486,600	健診収益	136,770,012
研究研修費	9,749,572	健診収益	136,770,012
健診費用	71,013,017	医業外収益	524,803,269
給 与 費	48,290,760	他会計負担金	508,585,000
材 料 費	3,731,526	負担金交付金	3,000,000
経 費	14,561,350	その他医業外収益	13,218,269
減価償却費	4,429,381		
医業外費用	6,416,583		
支払利息及び企 業債取扱諸費	6,101,823		
医業外雑費	314,760		
当期純利益	398,729,357		
合 計	3,047,304,530	合 計	3,047,304,530

平成25年9月30日

(3) 平成25年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,099,656,918	流動負債	607,423,902
有形固定資産	2,993,153,233	一時借入金	300,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	295,677,600
建物	5,323,027,338	医業未払金	278,124,230
構築物	296,438,161	その他未払金	17,553,370
器械備品	3,453,455,243	その他流動負債	11,746,302
車両	5,217,388	預り金	34,332
建設仮勘定	18,726,000	預り保証金	1,542,640
減価償却累計額	△ 7,228,420,142	仮受消費税	10,169,330
無形固定資産	3,562,685	資本金	933,916,020
電話加入権	3,562,685	自己資本金	510,318,431
投資	39,590,000	借入資本金	423,597,589
長期貸付金	39,590,000	企業債	423,597,589
基金	63,351,000	剰余金	2,368,524,354
基金	63,351,000	資本剰余金	6,015,525,772
流動資産	1,208,936,715	受贈財産評価額	169,801,214
現金預金	216,616,744	国庫補助金	102,949,000
現金	585,000	他会計補助金	1,587,309,000
預金	216,031,744	工事負担金	53,395,358
未収金	908,369,894	寄附金	145,711,000
医業未収金	906,461,964	補助金	16,190,200
医業外未収金	1,907,930	他会計負担金	3,940,170,000
貯蔵品	26,561,210	欠損金	3,647,001,418
薬品	20,730,188	前年度未処理欠損金	3,647,001,418
診療材料	5,831,022	当期純利益	398,729,357
前払金	8,549,524		
前払金	8,549,524		
その他流動資産	48,839,343		
仮払消費税	48,839,343		
合 計	4,308,593,633	合 計	4,308,593,633

4. 平成24年度伊勢市病院事業決算の状況

今年度は、新病院建設に向けて、新病院建設推進課や経営企画室の新設など組織改編を行ったほか、医師確保対策として、医師確保手当や医師奨学金制度を新設し、奨学金の財源に充当するため奨学金基金を設置いたしました。

また、赤字体質からの転換を目指し、専門のコンサルタントに経営改善等支援業務委託契約も締結いたしました。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様に信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

勤務医不足と看護師不足の状況は続いておりますが、入院患者数や一人当たりの単価の増加により入院収益が増加したことと、一般会計からの負担金及び補助金の増加により、8年ぶりの純利益を計上いたしました。

本年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数69,483人（1日平均190人）、延べ外来患者数130,433人（1日平均532人）、健診者数12,390人（1日平均43人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、252人の増加となり、外来患者数におきましては、5,782人の減少、健診者数におきましても、104人の減少となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金504,600千円、一般会計補助金295,261千円を含み、事業収益5,665,833千円となり、支出におきましては、総支出額5,650,022千円となり、収支差引15,811千円の単年度純利益を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金100,000千円、企業債169,000千円、一般会計からの補助金167,989千円、投資償還金1,450千円と寄附金2,751千円の計441,190千円に対し、支出では資産購入費240,817千円、企業債元金の償還に117,121千円、投資として看護職員就職準備資金等の9,750千円、基金積立金の2,751千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、一般X線撮影装置（9,083千円）、CT16列（59,997千円）、X線TV装置（29,999千円）、CT80列（69,993千円）、筋電計（16,286千円）等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、370,439千円となり、収支差引70,751千円となりました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が３６億４千余万円（前年度末未処理欠損金３６億６千余万円）を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

平成25年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

また、主要施設の耐震化を図るため引き続き宮川水管橋耐震補強工事を実施するとともに、配水池の能力を増強するため勢田配水池の増設に着手しました。

事業運営面では、平成25年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し0.7%増加し、有収水量におきましても0.6%増加しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,319,296千円、事業費用1,007,504千円の執行となり、311,792千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入30,477千円、支出529,787千円となり、499,310千円の収支不足となりました。

今後につきましても、人口減少社会の到来等により有収水量の減少が見込まれる状況下で、老朽管や施設の更新や耐震化等により事業費が増加し、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H24. 9. 30	H25. 9. 30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	55,015戸	55,384戸	369戸	100.7
	給水人口	130,968人	130,842人	△ 126人	99.9
簡易水道	給水戸数	61戸	60戸	△ 1戸	98.4
	給水人口	94人	94人	0人	100.0

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率 (%)
上水道	1,355,993	1,184,857	87.4%
簡易水道	671	524	78.1%

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H24.9.30	H25.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	8,803,124	8,866,818	63,694	100.7
	有収水量	7,744,211	7,788,203	43,992	100.6
	有収率 (%)	88.0	87.8	△ 0.2	—
簡易水道	配水量	5,529	6,049	520	109.4
	有収水量	3,863	3,863	0	100.0
	有収率 (%)	69.9	63.9	△ 6.0	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H25.3.31	20	19	6	45
H25.9.30	18	19	5	42

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成25年度伊勢市水道事業予算執行状況				
平成 25年 4月 1日 から 平成 25年 9月30日 まで				
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,699,760,000	1,384,994,632	1,314,765,368	51.3
営業収益	2,643,286,000	1,359,145,195	1,284,140,805	51.4
営業外収益	55,136,000	25,178,809	29,957,191	45.7
簡易水道収益	1,338,000	670,628	667,372	50.1
水道事業費用	2,471,558,000	1,032,403,397	1,439,154,603	41.8
営業費用	2,264,654,000	954,652,696	1,310,001,304	42.2
営業外費用	190,973,000	75,577,616	115,395,384	39.6
簡易水道費用	5,931,000	2,173,085	3,757,915	36.6
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	951,115,000	30,477,068	920,637,932	3.2
企業債	409,000,000	0	409,000,000	0.0
負担金	232,715,000	30,477,068	202,237,932	13.1
出資金	309,400,000	0	309,400,000	0.0
資本的支出	2,834,341,000	529,786,869	2,304,554,131	18.7
建設改良費	2,543,814,000	385,712,442	2,158,101,558	15.2
償還金	290,527,000	144,074,427	146,452,573	49.6

(単位 円)

(2) 平成25年度伊勢市水道事業損益計算書			
平成 25年 4月 1日 から 平成 25年 9月30日 まで			
借 方		貸 方	
水 道 事 業 費 用	1,007,504,174	水 道 事 業 収 益	1,319,296,447
営 業 費 用	929,990,808	営 業 収 益	1,294,602,801
原 水 費	431,537,049	給 水 収 益	1,291,484,877
配 水 及 び 給 水 費	105,197,396	受 託 工 事 収 益	1,175,100
受 託 工 事 費	4,600,223	そ の 他 営 業 収 益	1,942,824
総 係 費	64,898,140	営 業 外 収 益	24,054,903
減 価 償 却 費	323,758,000	受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,393,600
営 業 外 費 用	75,389,093	雑 収 益	209,585
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	67,700,309	朝 熊 山 分 担 金	2,285,718
雑 支 出	2,659,423	加 入 金	20,166,000
朝 熊 山 雑 支 出	5,029,361	簡 易 水 道 収 益	638,743
簡 易 水 道 費 用	2,124,273	給 水 収 益	638,743
簡 易 水 道 費	2,124,273		
当 期 純 利 益	311,792,273		
合 計	1,319,296,447	合 計	1,319,296,447

(単位 円)

(3)平成25年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成25年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	21,369,850,014	固 定 負 債	611,966,741
有 形 固 定 資 産	21,256,510,213	引 当 金	611,966,741
土 地	1,337,432,397	退 職 給 与 引 当 金	252,527,472
建 物	770,661,000	修 繕 引 当 金	359,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 406,114,999	流 動 負 債	132,345,930
構 築 物	28,661,031,027	未 払 金	65,233,533
減 価 償 却 累 計 額	△ 10,804,873,221	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	1,593,180
機 械 及 び 装 置	2,979,134,330	営 業 未 払 金	63,640,353
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,978,289,704	預 り 金	1,239,912
車 両 運 搬 具	34,636,942	預 り 金	1,239,912
減 価 償 却 累 計 額	△ 22,227,229	そ の 他 流 動 負 債	65,872,485
工 具、器 具 及 び 備 品	47,316,146	仮受消費税及び地方消費税	65,872,485
減 価 償 却 累 計 額	△ 36,858,394	資 本 金	13,424,061,114
建 設 仮 勘 定	674,661,918	自 己 資 本 金	7,995,298,906
無 形 固 定 資 産	113,339,801	固 有 資 本 金	33,622,511
施 設 利 用 権	112,480,996	繰 入 資 本 金	1,105,670,100
ソ フ ト ウ ェ ア	858,805	組 入 資 本 金	6,856,006,295
流 動 資 産	3,789,774,415	借 入 資 本 金	5,428,762,208
現 金 預 金	1,149,290,042	企 業 債	5,428,762,208
現 金	60,000	剰 余 金	10,991,250,644
預 金	1,149,230,042	資 本 剰 余 金	10,322,546,398
未 収 金	300,619,227	受 贈 財 産 評 価 額	2,158,661,782
営 業 未 収 金	292,953,157	負 担 金	5,721,905,672
営 業 外 未 収 金	671,074	補 助 金	512,467,018
そ の 他 未 収 金	6,994,996	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,929,511,926
有 価 証 券	2,197,548,846	利 益 剰 余 金	668,704,246
有 価 証 券	2,197,548,846	減 債 積 立 金	18,000,000
貯 蔵 品	37,245,491	建 設 改 良 積 立 金	338,911,973
原 材 料	37,245,491	未 処 分 利 益 剰 余 金	311,792,273
前 払 金	63,865,630		
工 事 前 払 金	46,609,000		
前払消費税及び地方消費税	3,200,700		
そ の 他 前 払 金	14,055,930		
そ の 他 流 動 資 産	41,205,179		
仮払消費税及び地方消費税	41,205,179		
合 計	25,159,624,429	合 計	25,159,624,429

5 平成24年度決算の状況

平成24年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施しました。

また、主要施設の耐震化を図るため、昨年度に引き続き宮川水管橋耐震補強工事を実施するとともに宮川配水池に耐震性配水池を増設しました。

事業運営面では、給水戸数は55,192戸で前年度より159戸増加し、有収率は88.2%で前年度に比し0.1ポイントの増加となりました。また、年間配水量は17,373,874 m^3 で前年度に比し0.8%の減少となり、有収水量は15,317,859 m^3 で前年度に比し0.7%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,632,882千円、事業費用2,282,927千円の執行となり、349,955千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は349,955千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入731,471千円、支出1,813,848千円の執行となり、建設改良費繰越財源1,846千円を除くと、1,084,223千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填いたしました。

また、資本的収支の収入において135,552千円、支出において627,066千円を翌年度に繰り越しました。

平成 25 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第 3 期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等を推進し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。流域関連公共下水道については、平成 25 年 9 月末で 1,356.0ha の地域において供用が開始されており、伊勢市全体の下水道普及率は、43.5%となっています。

雨水対策事業としては、溝口第 1 排水区において溝口第 1 ポンプ場建築のための土木工事を行っており、また、勢田川左岸岩渕排水区において桜橋第 2 ポンプ場の実施設計を行い機械・電気設備設置工事の準備を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 1,344,309 千円、事業費用 1,070,645 千円の執行となり、273,664 千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入 392,098 千円、支出 1,189,295 千円となり、797,197 千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成 25 年 9 月 30 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	131,736 人	57,296 人	43.5%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H25. 3. 31	31	4	5	40
H25. 9. 30	29	5	5	39

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成25年度伊勢市下水道事業予算執行状況 平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで				
区 分	予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,775,582,000	1,364,277,913	1,411,304,087	49.2
営業収益	1,015,683,000	515,274,787	500,408,213	50.7
営業外収益	1,759,899,000	849,003,126	910,895,874	48.2
下水道事業費用	2,561,701,000	1,081,711,000	1,479,990,000	42.2
営業費用	1,922,876,000	775,254,001	1,147,621,999	40.3
営業外費用	635,825,000	306,456,999	329,368,001	48.2
予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的收入	4,465,795,000	392,098,400	4,073,696,600	8.8
企業債	2,431,900,000	0	2,431,900,000	0.0
負担金	249,399,000	135,998,400	113,400,600	54.5
国庫補助金	1,784,496,000	256,100,000	1,528,396,000	14.4
資本的支出	6,263,390,000	1,189,295,135	5,074,094,865	19.0
建設改良費	5,053,210,000	464,143,640	4,589,066,360	9.2
企業債償還金	1,185,068,000	705,765,526	479,302,474	59.6
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
国庫補助金返還金	20,000,000	18,952,269	1,047,731	94.8
諸支出金	4,562,000	433,700	4,128,300	9.5

(単位 円)

平成 25 年 4 月 1 日 から (2) 平成 25 年度伊勢市下水道事業損益計算書 平成 25 年 9 月 30 日 まで			
借 方		貸 方	
下水道事業費用	1,070,644,644	下水道事業収益	1,344,308,919
営業費用	764,280,305	営業収益	495,313,877
污水管渠費	15,120,578	下水道使用料	397,991,266
雨水管渠費	814,615	他会計負担金	96,000,000
流域下水道 維持管理負担金	159,251,430	受託事業収益	1,227,000
ポンプ場費	72,000	その他営業収益	95,611
処理場費	39,034,853	営業外収益	848,995,042
普及促進費	26,371,665	受取利息及び配当金	439,500
業務費	39,970,251	他会計負担金	418,000,000
総係費	26,360,969	他会計補助金	430,000,000
受託工事費	1,227,000	雑収益	555,542
污水減価償却費	396,878,392		
雨水減価償却費	59,178,552		
営業外費用	306,364,339		
支払利息及び 企業債取扱諸費	304,511,035		
雑支出	1,853,304		
当期純利益	273,664,275		
合 計	1,344,308,919	合 計	1,344,308,919

(単位 円)

(3) 平成25年度伊勢市下水道事業貸借対照表			
平成25年9月30日			
借 方		貸 方	
固定資産	65,408,119,640	固定負債	28,766,000
汚水有形固定資産	44,839,790,599	引当金	28,766,000
土地	340,041,961	退職給与引当金	10,000,000
立木	3,119,863	修繕引当金	18,766,000
建物	1,158,173,521	流動負債	21,030,723
減価償却累計額	△196,267,880	預り金	1,061,729
構築物	43,073,539,751	預り金	1,061,729
減価償却累計額	△3,638,652,032	その他流動負債	19,968,994
機械及び装置	4,098,908,023	仮受消費税及び地方消費税	19,968,994
減価償却累計額	△1,058,498,454	資本金	35,435,604,085
車両運搬具	4,340,020	自己資本金	5,566,386,320
減価償却累計額	△1,587,853	固有資本金	5,566,086,320
工具、器具及び備品	24,584,129	組入資本金	300,000
減価償却累計額	△20,396,741	借入資本金	29,869,217,765
建設仮勘定	1,052,486,291	企業債	29,869,217,765
雨水有形固定資産	12,753,469,814	剰余金	31,907,435,864
土地	1,026,091,801	資本剰余金	32,020,076,216
建物	2,706,294,049	受贈財産評価額	275,387,158
減価償却累計額	△181,727,965	他会計負担金	5,209,501,986
構築物	6,038,479,046	受益者負担金	2,740,660,663
減価償却累計額	△249,355,215	工事負担金	65,424,748
機械及び装置	3,624,929,502	周辺環境整備事業負担金	199,619,400
減価償却累計額	△451,317,325	他会計補助金	700,980,604
工具、器具及び備品	3,771,849	補助金	22,752,650,682
減価償却累計額	△655,337	その他資本剰余金	75,850,975
建設仮勘定	236,959,409	欠損金	△112,640,352
汚水無形固定資産	7,764,804,652	未処理欠損金	△112,640,352
施設利用権	22,529,709		
流域下水道施設 利用権	7,740,607,430		
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	1,592,513		

投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		
流動資産	1,984,717,032		
現金預金	1,331,520,037		
現金	100,000		
預金	1,331,420,037		
未収金	261,502,827		
営業未収金	181,846,083		
営業外未収金	893,646		
その他未収金	78,763,098		
前払金	362,018,000		
工事前払金	357,010,000		
その他前払金	5,008,000		
その他流動資産	29,676,168		
仮払消費税及び 地方消費税	29,676,168		
合 計	67,392,836,672	合 計	67,392,836,672

5 平成24年度決算の状況

平成24年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成22年度から着手した流域関連公共下水道事業の第3期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行いました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では公共汚水ますの設置工事を行いました。雨水対策事業としては、雨水管渠の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の機械設備改築工事等を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や戸別訪問等による普及啓発に努めました。

イ 普及状況について

平成24年度末における処理区域面積は1,413.1ha、処理区域内人口は56,354人で平成23年度末に比べそれぞれ、40.2ha、1,587人増加し、普及率は42.7%になりました。

一方、水洗化人口は41,042人で平成23年度末に比して1,935人増加し、水洗化率は72.8%となりました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成24年度における業務量は、有収水量 4,890,777 m³、処理水量 4,934,282 m³となり、平成23年度末に比べそれぞれ、298,972 m³、139,689 m³増加しました。

平成24年度の収益的収支は、消費税を除き収入額 2,379,483 千円、支出額 2,371,928 千円の執行となり、7,555 千円の純利益を生じ、399,556 千円の繰越欠損金を差し引き当年度末処理欠損金が 392,001 千円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額 2,301,659 千円、支出額 3,188,342 千円の執行となり、建設改良費繰越財源 10,245 千円を除くと、896,928 千円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収入において 1,635,296 千円、資本的支出において 1,886,320 千円を翌年度に繰り越しました。

ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備を進めました。

汚水整備事業としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を 14,106m整備し、マンホールポンプを3箇所更新しました。なお、汚水管渠布設延長は、340,017mとなりました。雨水整備事業としては、雨水管渠を 206m整備し、雨水管渠延長は都市下水路(一般会計所管)から流域関連公共下水道へ統合した旧倉田山都市下水路 1,408mを含め 12,131mとなりました。また、ポンプ場においては、茶屋ポンプ場の機械設備改築工事及び有連ポンプ場の流入水路水位計設置工事を実施しました。

平成 25 年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計
上半期(4 月～9 月)業務状況

事業の概要

○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 25 年度 4 月 1 日からの入居者延人員は 9 名で、平成 25 年 9 月末現在 8 名の方が利用されております。

○経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が 18,324,857 円、費用は 21,174,542 円で費用が収益を上回り、差し引き 2,849,685 円の損失となりました。

収益は営業収益の 18,324,857 円のみで、その内訳はグループホーム使用料 4,790,267 円、介護報酬 13,534,590 円です。

費用も営業費用の 21,174,542 円のみで、その内訳は委託料が 20,489,000 円、減価償却費 681,222 円、その他営業費用 4,320 円です。

○上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）の営業内容

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年比
入居者延数	9	9	0
退 居 者 数	0	1	1

平成25年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(1) 収益的収入及び支出

収入							(単位：円)
区 分	予算額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	39,006,000	0	0	39,006,000	18,324,857	20,681,143	
第1項 営業収益	39,005,000	0	0	39,005,000	18,324,857	20,680,143	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	39,006,000	0	0	39,006,000	18,324,857	20,681,143	

(単位：円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額				
第1款 グループホーム事業費用	41,403,000	0	0	0	0	41,403,000	0	41,403,000	0	20,228,458	
第1項 営業費用	41,402,000	0	0	0	0	41,402,000	0	41,402,000	0	20,227,458	
第2項 営業外費用	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	1,000	
合 計	41,403,000	0	0	0	0	41,403,000	0	41,403,000	0	20,228,458	

(2) 資本的収入及び支出

収入		区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
			予 算 額							
			当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次繰越 額に係る財源充 当額			
第1款		資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	
		合 計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出	区 分	予 算 額						執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
		当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額			継続費通次繰越 額	合 計			
						継続費通次繰越 額	合 計						
第1款	資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

損 益 計 算 書

自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	21,174,542	グループホーム事業営業収益	18,324,857
委託料	20,489,000	グループホーム使用料	4,790,267
減価償却費	681,222	介護報酬	13,534,590
その他営業費用	4,320	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
雑支出	0	雑収益	0
		当期純損失	2,849,685
合 計	21,174,542	合 計	21,174,542

貸 借 対 照 表

平成25年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	81,282,998	固定負債	0
有形固定資産	81,128,998	借入金	0
建物	85,976,100	流動負債	71,012
建物附属設備	2,394,000	一時借入金	0
構築物	610,050	未払金	71,012
車両運搬具	692,945	(資本の部)	
工具・器具及び備品	10,186,470	資本金	10,000,000
減価償却累計額	△ 18,730,567	繰入資本金	10,000,000
無形固定資産	154,000	借入資本金	0
電話加入権	154,000		
流動資産	7,435,421	剰余金	78,647,407
現金預金	3,213,392	資本剰余金	84,473,015
未収金	4,222,029	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,997,000
		他会計補助金	50,399,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 5,825,608
		前年度繰越利益剰余金	△ 2,975,923
		当年度純利益	△ 2,849,685
資 産 合 計	88,718,419	負 債 ・ 資 本 合 計	88,718,419

平成25年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在額	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	100,013,565	0	0	100,013,565	18,730,567	81,282,998
有形固定資産	99,859,565	0	0	99,859,565	18,730,567	81,128,998
建物	85,976,100	0	0	85,976,100	7,748,701	78,227,399
建物附属設備	2,394,000	0	0	2,394,000	897,750	1,496,250
構築物	610,050	0	0	610,050	444,465	165,585
車両及び運搬具	692,945	0	0	692,945	623,650	69,295
工具・器具及び備品	10,186,470	0	0	10,186,470	9,016,001	1,170,469
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	100,013,565	0	0	100,013,565	18,730,567	81,282,998

※ 建物は、起債の償還額と建物改良費を減価償却をする。

※ 建物附属設備・構築物は、定額法で減価償却をする。

※ 工具・器具及び備品は、受贈財産であるが、定額法(4年間～8年間。品目によって異なる。)で減価償却をする。

※ 車両及び運搬具は、受贈財産であるが、定額法(4年間)で減価償却をする。

平成25年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

収益的収入及び支出

収 入		項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 グループホーム事業収益					39,006,000	0	39,006,000	18,324,857	20,681,143
	1 営業収益				39,005,000	0	39,005,000	18,324,857	20,680,143
		1	グループホーム使用料	グループホーム使用料	9,832,000	0	9,832,000	4,790,267	5,041,733
		2	介護報酬	介護報酬	29,172,000	0	29,172,000	13,534,590	15,637,410
		3	その他営業収益	その他営業収益	1,000	0	1,000	0	1,000
2 営業外収益					1,000	0	1,000	0	1,000
		1	雑収益	雑収益	1,000	0	1,000	0	1,000
収 入 合 計					39,006,000	0	39,006,000	18,324,857	20,681,143

支 出		項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 グループホーム事業費用					41,403,000	0	41,403,000	21,174,542	20,228,458
	1 営業費用				41,402,000	0	41,402,000	21,174,542	20,227,458
		1	委託料	運営委託料	39,989,000	0	39,989,000	20,489,000	19,500,000
		2	減価償却費	減価償却費	1,363,000	0	1,363,000	681,222	681,778
		3	その他営業費用	その他営業費用	50,000	0	50,000	4,320	45,680
2 営業外費用					1,000	0	1,000	0	1,000
		1	雑支出	雑支出	1,000	0	1,000	0	1,000
支 出 合 計					41,403,000	0	41,403,000	21,174,542	20,228,458

資本的收入及び支出

収入		(単位：円)						
款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 資本的收入				0	0	0	0	0
収入合計				0	0	0	0	0

支出		(単位：円)						
款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 資本の支出				0	0	0	0	0
支出合計				0	0	0	0	0

平成 24 年度決算の状況

〔1〕概 況

（1）総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援２・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 24 年度中の入居者延人数は 10 名で、年度末現在も 9 名の方（定員 9 名）が利用されております。

○営 業

本年度の営業は、次表のとおりでした。

区 分	グループホーム事業		
	平成 23 年度	平成 24 年度	増 減
入居者延人数	11	10	△1
退 居 者 数	2	1	△1

○経 理

①収益的収支

本年度の収益は 40,800,526 円、費用は 41,390,706 円で、差引 590,180 円の純損失となりました。

収益の内訳は、グループホーム使用料 9,796,803 円、介護報酬 29,182,208 円、その他営業収益 1,821,515 円です。

費用の内訳は、委託料 39,849,000 円、減価償却費 1,521,226 円、その他営業費用 20,480 円となっています。

なお、消費税については、計上しておりません。

②資本的収支

資本的支出は 630,000 円で、その内訳は建設改良費で 630,000 円となっております。

伊勢市公告第 72 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 11 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に
基づき、平成 25 年度の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、
次のとおり監査結果を公表します。

平成 25 年 11 月 26 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	山	根	隆 司

平 成 2 5 年 度

定期監査結果等報告書（前期）

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定 期 監 査		1 頁
1 実施期間及び対象箇所		1 頁
2 定期監査の対象事務		1 頁
3 監査を実施した監査委員		1 頁
4 監 査 の 方 法		1 頁
5 監 査 の 主 眼		1 頁
6 監 査 の 結 果		2 頁
検 査 室		3 頁
総 務 部		3 頁
情 報 戦 略 局		5 頁
環 境 生 活 部		5 頁
健 康 福 祉 部		7 頁
産 業 観 光 部		8 頁
御 薗 総 合 支 所		10 頁
会 計 課		10 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院		10 頁
議 会 事 務 局		10 頁
監 査 委 員 事 務 局		11 頁
農 業 委 員 会 事 務 局		11 頁
7 む す び		11 頁
随 時 監 査 (工 事 監 査)		12 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成 25 年 10 月 7 日から平成 25 年 11 月 14 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 25 年 10 月 7 日	秘書課 広報広聴課 行政経営課 情報調査室
平成 25 年 10 月 8 日	検査室 清掃課
平成 25 年 10 月 10 日	総務課 危機管理課 職員課 管財契約課 債権回収対策室
平成 25 年 10 月 15 日	市民交流課 人権政策課 戸籍住民課 環境課
平成 25 年 10 月 29 日	介護保険課 生活支援課 健康課 議会事務局 監査委員事務局
平成 25 年 10 月 30 日	会計課 市立伊勢総合病院
平成 25 年 10 月 31 日	医療保険課 障がい福祉課 明倫保育所 商工労政課
平成 25 年 11 月 1 日	課税課 収税課 観光事業課 産業支援課 観光企画課
平成 25 年 11 月 5 日	こども課 長寿課 御園第 1 保育園 御園第 2 保育園
平成 25 年 11 月 6 日	御園生活福祉課 御園地域振興課 農業委員会事務局 農林水産課
平成 25 年 11 月 13 日	大湊支所 浜郷支所 宮本支所
平成 25 年 11 月 14 日	産業観光部現地視察

2 定期監査の対象事務

平成 25 年度（4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。
なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
山 根 隆 司（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。
また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。
更に、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、

つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

- (2) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の発生は、財源の確保と市民の負担の公平性・公正性の確保の観点から懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で従事する職員の労苦を理解するものであるが、歳入確保は財政上の喫緊な課題となっていることから、市全体の問題として、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

- (3) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当しているものについて、一部不適切な取り扱いが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

また、補助金交付については、補助金交付の適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに実績報告の審査にあたっては、補助金等交付規則を遵守し、一層厳正に精査されたい。

- (4) 2 部複写の手書き領収書については、収入金額の合計の記載がないものや、領収書控の番号が重複され正規の連番でないもの、書損であるにもかかわらず書き損じ処理をしていないものなどが見受けられた。領収書の取扱いについては適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことから、適正な事務処理に努められたい。

- (5) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び心身の健康管理の面から、業務の見直しなどにより削減に向け鋭意取り組まれているところである。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担の平準化に努められたい。

- (6) 文書收受の際の受付印押印については、事務処理の基本的なことであるにもかかわらず、押印が漏れているものが数多く見受けられた。また公文書全般にわたって簿冊登録をしていない、鉛筆書

き、決裁印漏れ、発送（施行）日漏れ、訂正の押印漏れ、決裁区分、保存期間の間違いなどが見受けられた。更に公文書にもかかわらず文書管理システムでの起案決裁がされず、簡易決裁で処理されているのが散見された。

職員一人ひとりが、文書管理規程、公文例規程、事務決裁規程などを再度熟読し基本的な知識を身につけ、適正な事務に努められたい。

- (7) 研修会、先進地視察などの復命書の提出がないのが散見された。「見て、聞き、知る」との体験、体感して得た知識の記録は、将来に向けての担当課の新事業の創造や既存事業の見直しに貴重な資料として扱われるものと思われるので、適正な事務処理に努められたい。

(各課・室に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【検査室】

意見

- (1) 契約後の設計変更については、施工状況により必要と認められる場合も多々あるものの、請負業者に負担をかける場合もあるため、研修等を充実させ適切な指示ができるように職員のスキルアップに努められたい。
- (2) 年度末工期の工事検査が集中していることから、年間発注の平準化について関係部署と検討をされるよう望むものである。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 危機管理課 課税課 収税課 債権回収対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

意見

- (1) 各部局における起案文書において、鉛筆書き、受付印漏れ、決裁印漏れ、発送（施行）日漏れ、訂正の押印漏れなど基本的なミスが見受けられる。文書の取扱いについては、研修会を実施されたが徹底が不十分と思われるので、再度、文書管理規程等に基づき、適正な文書管理を行うよう各部局への指導を徹底されるよう望むものである。

【職員課】

意見

(1) 定員管理計画に基づき、職員数は計画的に削減されているところであるが、人事異動後の年度初めに事務処理の誤りが目立ち、急激な職員数減少の影響も原因のひとつと考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、適正な対応を望むものである。

(2) 若年層職員のメンタルヘルス不調を訴える職員が増えてきており、組織にとっては好ましい傾向ではない。臨床心理士による「こころの健康相談窓口」の開設措置をとられたが、平成 21 年度開設以来、年々相談件数、相談延人数が増えている状況である。メンタルヘルス疾患者を減少させていくための事業の充実を検討されるよう望むものである。

【管財契約課】

指摘事項

(1) 市庁舎における行為許可にかかる決裁を簡易決裁で処理されているため、適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 昨年度の不用品売却において、約 746 万円の収入実績があり財源の確保が図られた。今後とも不要となった公有財産を調査し、更に財源の確保に努められたい。

【危機管理課】

意見

(1) 本年 2 月に改定された地域防災計画では、県の被害想定に沿って最低 3 日分の備蓄目標数量を定め、市の備蓄目標は食料で 72,300 食、飲料水で 72,300 リットル等となっている。しかし、本年 5 月、国は南海トラフ巨大地震対策の最終報告を出し、本年度中に対策大綱を策定する予定である。これにより今後の被害想定も変動することが考えられることから、自助共助も考慮した備蓄目標の再検討とその保管場所の確保、点検等の対策を進められたい。

【課税課】

意見

(1) 電子申告については、関係機関との連携の下、県下でもトップレベルで利用率が高く、業務の効果を上げていることは評価するものである。今後更に利用率の向上を図る方策の検討に努められたい。

【収税課】

意見

(1) 市税収納状況については、滞納処分の強化、三重県個人住民税特別滞納整理班への職員派遣などにより、収納率が昨年度同月比 1.6 ポイントの増加となり、職員一同が収入未済額の縮減に努められたことを評価するものである。今後とも債権回収対策室等と連携し、滞納処分の強化を図り、職員の滞納処分等に関する専門的知識の向上に努めるとともに、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理を積極的に進められたい。

【債権回収対策室】

意見

- (1) 公債権の収入未済額については、負担の公平性の観点からも収納率向上に向けて当該課と連携し、換価性の高い債権の差押えの強化や、効率的な債権回収方法について職員の専門的知識の向上に努められ、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理を積極的に進められたい。

情 報 戦 略 局

秘書課 情報調査室 行政経営課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【秘書課】

意見

- (1) 後援名義使用許可において、書類の未提出や不備が見受けられたため、未提出団体への指導を望むものである。

【情報調査室】

意見

- (1) 公共施設マネジメント白書が発行され、「広報いせ」に連載されるなど市民への周知に取り組まれているが、今後の公共施設の必要性、施設の在り方についての方向性を具体的に検討されることを望むものである。

【行政経営課】

指摘事項

- (1) 首都圏情報発信事業特命員の日報において抜けているものがあり、また、日報と月報で旅費計算の相違があったため、適正な事務処理をされたい。

【広報広聴課】

意見

- (1) 「広報いせ」の広告収入において、承諾書の未回収が数件ある。事業所も厳しい経営状況の中からの出費であることから、事業協力への謝意を伝える機会として、事業所を訪問し、承諾書を回収することを望むものである。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、総収支表の転記誤り、記載漏れ、また収入伝票兼日計表の日付誤

りが見受けられた。通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的実施するなど、適正な事務処理をされたい。

【戸籍住民課（各支所を含む）】

指摘事項

- （１）先進地視察の復命書において、質問に対する回答が空欄になっているところが多く見られたため、復命書を完成させ視察目的を達成されたい。

意見

- （１）自動交付機については交付件数も昨年度より増加しており、市民の利便性の向上とともに人件費削減効果も期待できることから、最大限活用されることを望むものである。また、その基となる市民カードについては、「広報いせ」にて周知されているが、更に積極的なPR方法を考案し、より一層の普及に努められたい。

【人権政策課】

意見

- （１）市有財産売却及び財産貸付収入にかかる収入未済額の解消に向けて、引き続き一層の効果的な滞納整理業務に努め、滞納額の解消に取り組まれることを望むものである。

【環境課】

指摘事項

- （１）事務補助団体の経理において、支出伺いに支出理由がないもの、検認、検収の印が押されていないものや、総収支一覧の記載と通帳とが一致しない日があるなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

- （２）領収書控が簿冊登録されていないため、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

- （１）市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については、努力されているところであるが、効果的な滞納整理業務に努め、滞納額の解消に取り組まれるよう望むものである。

【清掃課】

指摘事項

- （１）一般廃棄物収集の伺いで、許可申請日、計量証明書の記入者の未記載が散見され、ふれあい収集の伺いでは申請者の誤記入、指定ごみ袋の伺いでは調定決議書が一部見受けられなかったため、適正な事務処理及び帳票の管理をされたい。

- （２）ごみ集積所補助金において、支払いが概算でされているものの、事業完了予定日から何ヶ月も経過しているにもかかわらず、交付確定されていないものも多く見受けられたため、補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課 長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) がん検診事業が昨年度同月期に比べ減少しているため、検診体制の充実を図るなど受診率向上に向けてより一層の努力を願うものである。

【医療保険課】

意見

- (1) 国民健康保険料については、昨今の厳しい経済状況から納付実績は一段と厳しい状況であるが、債権回収対策室のみならず同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化の取り組みなどの業務改善に努められている。今後更に効果的な回収策を職員間の共通認識として検討を重ね、回収率の向上に努力を願うものである。

【介護保険課】

意見

- (1) 介護保険料の収入未済額の回収については、文書催告、訪問徴収等により鋭意努力をされているが、加入者負担の公平の観点から、更に収納率の向上を図るため、職員一丸となつての強化策の再検討を願うものである。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、領収書の金額と出金された金額が合わないもの、領収書の日付が支払伝票の作成日以前になっているものや、支出伝票に領収書が添付されていないものが見受けられた。通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的を実施するなど、適正な事務処理をされたい。
- (2) 郵便切手受払簿の記載誤りにより、残数に相違が見受けられたため、郵券も公金であることを再認識し、適正な管理をされたい。

意見

- (1) 高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われており、本市においても例外ではない。生活保護受給者の自立・就労支援については、関係機関とも連携を図りながら就労指導等を積極的に推進されることを望むものである。

【こども課（各保育所を含む）】

指摘事項

- (1) 保育所の主食費において、長期休暇等で返還した分の受領証がないところ、差引簿に預金利息が記載されていないところがあったため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 保育料の収入未済額については、滞納理由を十分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、児童手当からの充当同意の催促などの未収金対策の強化を更に図り、未収金の削減に努力されたい。

【長寿課】

指摘事項

- (1) 資金前渡支払の精算決議書において、支払日の日付と通帳の出金日に相違があったため、適正な事務処理を望むものである。

【障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 施設の運營業務委託の4月から9月までの月次報告書の日付と収受起案の日付に隔たりがあったため、適正な事務処理をされたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 産業支援課 農林水産課 観光企画課 観光事業課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) 消費生活センターにおいて、市民からの消費生活トラブル相談の対応や、高齢者対象の出前講座などを行っているが、今後も、消費生活トラブルの発生・拡大を防止し、振込め詐欺や新たな手口の詐欺等の犯罪防止のため、関係団体とより密接な連携を取りながら更なる啓発に努められたい。

【産業支援課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の収入伝票が見受けられないため、適正な事務処理をされたい。
- (2) 企業立地セミナー報告書の実施報告がなされておらず、また復命書が確認できない出張があったため、早急に作成されたい。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 復命書の保存期間が3年になっていたため、文書管理規程に基づき、適正な文書管理をされたい。

- (2) 工事単価見積の見積徴取結果が見積徴取伺いと同じ簿冊に綴られていなかったため、伺いと併せて管理をされたい。

意見

- (1) 指定管理者からの報告書が期限内に提出されていないため、期限内に提出するよう指導を望むものである。

【観光企画課】

指摘事項

- (1) 会議の議事録及びその送付の決裁がないもの、復命書、支払起案が確認できない出張があるため、適正な事務処理をされたい。
- (2) 部長決裁の必要がある起案が課長決裁となっているものがあるため、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (3) 事務補助団体において、支払決議書の領収日と通帳の出金日に相違があるため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 地震などの災害時における観光客への安全対策として、一部地域において災害避難マニュアルを作成されたところであるが、他地域についても地元の方々と協議を重ねて、地域の特性に応じた災害非難マニュアルの作成を望むものである。
- (2) 今回の遷宮誘客活動対策で培われた企画経験、知己を得た人脈などを活かし、伊勢ならではの「おもてなしの心」を基調に、国内外からの観光客が訪れる諸施策事業の展開を図ることが求められる。遷宮後の様々な角度からマーケティング調査が必要と考えられ、その調査に基づいたポスト遷宮の観光振興の構築を望むものである。

【観光事業課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、伝票、出納帳及び通帳にそれぞれ記載された内容が整合しない、委託業務等の検査、検収調書がない、請書等に収入印紙が貼付されていない、支払伝票に請求書の添付がされていないなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (2) 県外での奉曳車展示への参加の復命書がなく、適正な事務処理をされたい。
- (3) 郵便切手受払簿の様式が規定と異なっていると同時に、記載漏れなどにより残数が一致しないなどの不備が見受けられたため、郵券も公金であることを再認識し、適正な管理をされたい。

意見

- (1) 伊勢市駅手荷物預かり所については、2階に休憩室、授乳室、トイレ等も設けられていることから、乳幼児連れの観光客などの休憩の場として多いに活用されるよう望むものである。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

【地域振興課】

指摘事項

- (1) 庁舎使用料の決裁において、積算根拠が記載されていないものがあつたため、適正な事務処理をされたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

市 立 伊 勢 総 合 病 院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 旅費の支出において、資金前渡で支出されていたもの、旅費の算定で原則勤務公署の最寄りの駅との基準であるのにもかかわらず、基準を職員自宅直近の駅から算定されて支出されていたものがあつた。資金前渡での支払いは正当な支出行為とは言えず、病院事業会計規程に基づかれ、また、旅費算定においては、市職員等の旅費に関する条例に基づき、根拠及び理由を記載し、いずれも適正な事務処理をされたい。
- (2) 薬品、材料費の支払いが2ヶ月以上遅延して支払いされているものがあるため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 診療費の未収金については、クレジットカードでの料金決裁、支払督促を申し立てるなど未収金発生の防止及び回収に努力されているところであるが、未収金額は昨年度より増加しており、公平性の観点からも一層の回収に取り組まれるよう望むものである。

【議 会 事 務 局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

【監査委員事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

【農業委員会事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 農地法の申請において委任状の添付がないもの、使用貸借契約の解約届日の記載がないものや、簡易決裁で処理されているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

7 むすび

今日、行政運営は度重なる制度改正や権限委譲などの影響から業務が複雑化し、更には平成 21 年 3 月に策定した「伊勢市定員管理計画」に基づいた総職員数の削減を進めている中で、業務のシステム化等を進めて事務処理の効率化がなされてきたことについては評価されるものである。

しかし、本年度の定期監査においては、日常の事務執行に必要な基本的な知識の欠如又は単純なミスにより、誤った事務処理を行っていた事例や、担当部署での内部チェックが不十分な事例等がみられた。

各課においては、5 月から 6 月に実施された会計、文書、契約、財務の研修で習得した基本的な事務手続きについて、再度職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解し、それぞれが精度の高いチェックを行うことが様々なミスの発生を防ぎ、ひいては経済的な効率化にもつながるものとする。

また、市政においては公平性・透明性に留意し、常にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を生んでいるかを意識しながら、市民の立場に立って日々の事務事業を行っていくことが求められる。

各部署の長におかれては、今一度組織の内部統制について検討され、事務処理の誤りを未然に防止し、適正な執行をする組織づくりに努められるよう強く望むものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 25 年 10 月 9 日	溝口第 1 排水区溝口第 1 ポンプ場土木工事	下水道建設課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
山 根 隆 司（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 25 年度に係る工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

意見

- (1) この種の下水道施設整備事業は、地元の方々には見えにくい事業であり事業概要を現場周辺で掲示するなど積極的に広報をすることも検討していただきたい。
- (2) 第三者の照査を容易にするように、設計内訳書、設計図書、数量集計表など分かり易い資料の作成に留意されたい。
- (3) 基礎部分など工事完了後には地中に埋まり確認できなくなる工種については、特記仕様で確認方法を明記するなど配慮されたい。
- (4) 現場内は、建設資材や建設機器などが数多く置かれていることが多い。局所豪雨、地震や風水害など突発的事象の発生も予見されることから常に整理整頓に配慮されたい。
- (5) 本事業工期も残り 3 ヶ月余りとなっており、引き続き適正な工程管理や安全確保に務められたい。その際、日々の打ち合わせや変更指示など引き続き日報に記載するとともに

に下水道建設課内、上下水道部内で情報共有に務められたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 工事概要

- ア 工事場所 伊勢市二見町溝口地内ほか
- イ 工事概要 本体作業土工 一式
本体仮設工 一式
本体築造工 一式
吐口工 一式
仮設工 一式
構造物撤去工 一式
- ウ 工事請負業者 株式会社西邦建設
- エ 工事費
設計金額 194,716,200 円 (税込)
契約金額 175,350,000 円 (税込)
落札率 90.1% (対設計金額)
- オ 契約日
平成 25 年 2 月 22 日
- カ 工事期間
平成 25 年 2 月 22 日～平成 25 年 12 月 27 日
- キ 工事進捗状況 (平成 25 年 8 月末現在)
計画出来高 71.1% 実施出来高 64.9%

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

また、午後には現場において施工状況の確認を行った。書類の整理、現場の施工監理についてはともに良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

この事業は「流域関連伊勢市公共下水道事業計画」に基づき、溝口第 1 ポンプ場を整備するために土木工事を行うものである。

本ポンプ場は溝口第 1 排水区 (宮川流域の五十鈴川河口付近の右岸の低湿地) 内に位置している。これまで区域内の住宅に浸水被害が発生していたため、当該地区には平成 18 年度に先行して第 2 ポンプ場が整備されている。今回ポンプ場用地が確保できたことから更なる排水機能の増強を目的として地区の中央部を流れる西新田川と五十鈴川が合流する既設樋門部分にポンプ場を整備するものであり、付近住民の安全と安心な生活確保に必要な施設である。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 工法比較

基礎形式を選定するため、杭基礎工法と深層混合処理工法を比較検討した。その結果、経済的で混合プラントなどの施工ヤードが不要な杭基礎工法を採用した。

次いで、杭の建て込み工法について、「中掘杭工法」、「プレボーリング工

法」について地質条件、構造物の特性、荷重条件、施工条件、経済性などの観点から検討を行い、杭配置などの面から PHC 杭φ800 を採用することとしている。

(b) コスト削減対策など

「現場発生土の使用」や「再生材の使用」などコスト削減への配慮が見られる。

(c) 設計内訳書

設計内訳書は、「積算基準（三重県県土整備部 H24.7）」等を参照にして作成されたものであり、現場施工の上でも支障のないものと判断できる。

b 設計仕様について

土木工事条件明示（工事名：平成 24 年度雨水第 2 号 溝口第 1 排水区溝口第 1 ポンプ場土木工事）書及び特記仕様書により施工時の条件や使用材料などが示されており適切である。

(ウ) 積算に関する書類について

積算に関しては、「積算基準（三重県県土整備部 H24.7）」や「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会 H18.8）等を基本に作成されている。

単価に関しては「設計単価表」三重県版を使用し、単価表にないものについては 3 社以上の見積によるなど適正な積算手順内容であった。

設計積算等のチェック体制も下水道建設課の設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付き（A ランク（6,000 万円以上実績）、市内業者）一般競争入札で行われ、15 社が参加した電子競争入札の結果受注者が決定した。市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備され良好であった。

契約後、現場着手前に施工計画書により施工手順や施工体系、緊急連絡体制など必要事項についての確認が行われている。

また、建設業許可票等の標識類は現場に一式設置されており、特に問題点は見当たらない。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

PHC パイル、SC パイル、レディーミクストコンクリートなど使用材料の品質はそれぞれ適切に品質管理が行われていることを確認した。

(ウ) 工事監督に関する書類について

施工時の指示確認事項についてもその都度打ち合わせ簿に記入されており適切に処理されている。

(3) 現場施工状況調査における所見

ア 現場施工状況における所見

(ア) 現場施工状況について

施工現場は五十鈴川と西新田川の接続する樋門付近である。このため、施工中は西新田川の排水のため仮水路の整備が不可欠となる。

そのため、仮排水管敷設後工事用搬入路確保のため埋め戻した盛土表面は敷き鉄板（厚 22mm）で防護している。

また、確保したポンプ場用地は狭小のため、隣接する生コン工場跡地を借地により確保して施工にあたっている。

調査日にはポンプ棟基礎部の杭頭処理作業中であり、計画工程より若干の遅れが見られたものの全体工程には支障しないものと判断できる。

（イ）安全管理状況等について

現場施工時や資材搬出入時には現道接続部分に交通誘導員を配置して一般車両・通行者の安全確保を図るなど適切な安全管理がなされている。